

市道路線の供用開始

津市議会定例会の招集

地縁による団体の認可

地籍調査の実施

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

津都市計画の変更に係る縦覧

開発行為に係る工事の完了

津市商店街等活性化支援塾業務に係るプロポーザルの実施

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

道路位置指定

令和元年度津市職員採用試験前期日程（令和2年度採用予定）実施

津市育休代替任期付職員採用試験実施

市有財産売却に係る一般競争入札の執行

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市教育委員会公告

津市育休代替任期付職員採用試験実施

津市監査委員告示

住民監査請求監査の結果の公表

津市農業委員会告示

令和元年度津市農業委員会定期総会の開催

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月16日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス（久居地域）の使用料
- 2 委託先
津市河芸町東千里132番地5
河芸タクシー有限公司
- 3 委託期間
令和元年5月1日から令和2年3月31日まで

津市告示第 1 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和元年 5 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス（河芸地域）の使用料
- 2 委託先
津市中央 1 番 1 号
三重交通株式会社
- 3 委託期間
令和元年 5 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月16日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス（芸濃地域）の使用料
- 2 委託先
津市河芸町東千里132番地5
河芸タクシー有限公司
- 3 委託期間
令和元年5月1日から令和2年3月31日まで

津市告示第13号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月16日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス（安濃地域）の使用料
- 2 委託先
津市河芸町東千里132番地5
河芸タクシー有限公司
- 3 委託期間
令和元年5月1日から令和2年3月31日まで

津市告示第14号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月16日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス（美杉地域 逢坂・飼坂ルート）の使用料

2 委託先

津市雲出本郷町2086番地2

株式会社カーステージ三重

3 委託期間

令和元年5月1日から令和2年3月31日まで

津市告示第 15 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 44 条の 2 第 1 項の規定に基づき下記の放置自動車を移動し、同条第 2 項の規定に基づき同自動車を保管しているので、同条第 3 項の規定に基づき公示する。

令和元年 5 月 16 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 放置自動車の形態等

放置場所	津市高茶屋小森町地内
移動日	平成 30 年 6 月 5 日
保管日	平成 30 年 6 月 5 日
メーカー	日産
車名	シーマ
種別	普通車
塗色	白
自動車登録番号	名古屋 303 ね 1451
車台番号	F G Y 3 3 1 2 2 0 4 4

2 保管場所 雲出鋼管町地内道路用地

3 連絡先 津市建設部津南工事事務所
電話番号 059 - 254 - 5350

4 その他 この放置自動車の所有者等に心当たりのある人は、申し出ること。

津市告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 24 年津市告示第 63 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 17 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中ノ村自治会

三重県津市白山町中ノ村 115 番地

代表者 宮田 敏和

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	谷 啓司 三重県津市白山町中ノ村 191 番地 2
変更後	宮田 敏和 三重県津市白山町中ノ村 100 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 31 年 1 月 27 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第17号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

令和元年5月17日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0372268	平成30年10月1日	平成31年4月12日
0685800	平成30年10月1日	平成31年4月8日
7142925	平成30年10月1日	平成31年4月2日

津市告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 17 年一志町告示第 11 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

向川原自治会

三重県津市一志町大仰 152 番地 5

代表者 岡野 豪夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	中川 諭 三重県津市一志町大仰 67 番地 1
変更後	岡野 豪夫 三重県津市一志町大仰 364 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 31 年 4 月 7 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 26 年津市告示第 183 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

平木区自治会

三重県津市美里町平木 492 番地

代表者 谷田 道一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	谷口 宇一 三重県津市美里町平木 862 番地
変更後	谷田 道一 三重県津市美里町平木 903 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 31 年 4 月 14 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第20号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項の規定に基づき利用者負担額等収納事務の一部を委託したので、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第1項の規定により告示する。

令和元年5月22日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 収納する利用者負担額等
津市保育施設利用者負担額等
- 2 委託先
別表のとおり
- 3 委託期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

別表

法人の名称	施設の名称	施設の所在地
社会福祉法人白蓮福祉会	白塚愛児園	津市白塚町5334番地
社会福祉法人高田福祉事業協会	高田保育園	津市一身田町280番地
社会福祉法人白蓮福祉会	津愛児園	津市桜橋三丁目45番地1
社会福祉法人清泉福祉会	清泉愛育園	津市南丸之内8番61号
社会福祉法人諦聴会	三重保育園	津市柳山津興3310番地
社会福祉法人諦聴会	三重保育園乳児保育所	津市柳山津興3310番地
社会福祉法人鈴の木会	片田保育園	津市片田志袋町384番地
社会福祉法人桃郷福祉会	つ保育園	津市藤方2670番地
社会福祉法人泉福祉会	泉ヶ丘保育園	津市野田21番地817
社会福祉法人津栄社会福祉事業協会	大里保育園	津市大里睦合町609番地1
社会福祉法人若草福祉会	公園西保育園	津市長岡町9番地3
社会福祉法人洗心福祉会	豊野保育園	津市一身田豊野1979番地1
社会福祉法人島井福祉会	ひかり保育園	津市半田1442番地1
社会福祉法人三重清暉会	志登茂保育園	津市一身田平野361番地1
社会福祉法人上浜福祉会	上浜保育園	津市上浜町五丁目150番地
社会福祉法人洗心福祉会	はなこま保育園	津市高茶屋小森町4159番地
社会福祉法人自由学苑福祉会	久居保育園	津市久居西鷹跡町365番地11
社会福祉法人三鈴会	さくら保育園	津市河芸町影重1140番地1

社会福祉法人ライト	美里さつき保育園	津市美里町五百野 1 6 1 7 番地 1
社会福祉法人洗心福社会	第二はなこま保育園	津市高茶屋小森上野町 7 7 8 番地
社会福祉法人自由学苑福 社会	大川乳幼児保育園	津市大谷町 2 4 0 番地
社会福祉法人洗心福社会	つまちなか保育園	津市大門 7 番 1 5 号 津 センターパレス 4 階

津市告示第 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年美杉村告示第 1 2 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

不動之口自治会

三重県津市美杉町下之川 2 0 3 9 番地 3

代表者 富田 和廣

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	山田 金蔵 三重県津市美杉町下之川 2 2 9 0 番地
変更後	富田 和廣 三重県津市美杉町下之川 2 3 0 7 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 4 月 1 0 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 2 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 4 年津市告示第 2 2 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

御城自治会

三重県津市白山町川口 1 0 7 6 番地

代表者 山口 隆彦

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	鈴木 昇 三重県津市白山町川口 1 0 5 0 番地
変更後	山口 隆彦 三重県津市白山町川口 1 0 3 6 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 3 日の臨時総会において選任され、平成 3 1 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 2 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年津市告示第 3 6 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

津南台自治会

三重県津市垂水 2 0 1 0 番地 2 9

代表者 大田 充彦

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	宮本 和昭 三重県津市垂水 2 0 1 0 番地 8 5
変更後	大田 充彦 三重県津市垂水 2 0 1 0 番地 2 9

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県津市垂水 2 0 1 0 番地 8 5
変更後	三重県津市垂水 2 0 1 0 番地 2 9

3 変更年月日

平成 3 1 年 4 月 1 日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者及び事務所の所在地の変更が、平成 3 1 年 3 月 1 7 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 2 4 号

計量器の定期検査を次のとおり実施するので、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 2 1 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和元年 5 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 定期検査の対象となる計量器

質量計のうち、計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 2 条第 2 号に定める非自動はかり、分銅及びおもり

2 検査日時及び場所

検査日	曜日	検査時間	検査場所
令和元年 8 月 2 0 日	火	午前 1 0 時から正午まで 午後 1 時から午後 2 時まで	津市香良洲公民館 (津市香良洲庁舎東隣)
令和元年 8 月 2 1 日	水	午前 1 0 時から正午まで	津市一志高岡公民館 (津市一志庁舎西隣)
令和元年 8 月 2 2 日	木	午前 1 0 時から正午まで	津市高茶屋市民センター
令和元年 8 月 2 2 日	木	午後 2 時から午後 3 時まで	津市橋南市民センター
令和元年 8 月 2 3 日	金	午前 1 0 時から正午まで	津市久居体育館
令和元年 8 月 2 6 日	月	午前 1 0 時 3 0 分から正午まで	津市白山庁舎
令和元年 8 月 2 7 日	火	午前 1 0 時 3 0 分から正午まで	津市美杉総合文化センター
令和元年 8 月 2 8 日	水	午前 1 0 時から正午まで	津市計量検査所 (津市本庁舎敷地内)
令和元年 8 月 2 9 日	木	午後 1 時から午後 3 時まで	津市計量検査所 (津市本庁舎敷地内)

3 検査対象地域

津地域（修成地区、育生地区、南が丘地区、藤水地区、高茶屋地区及び雲

出地区)、久居地域、香良洲地域、一志地域、白山地域及び美杉地域

津市告示第 2 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 一志町告示第 1 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中村自治会

三重県津市一志町波瀬 2 0 1 9 番地

代表者 長谷川 篤夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	近藤 正之 三重県津市一志町波瀬 2 0 3 6 番地
変更後	長谷川 篤夫 三重県津市一志町波瀬 1 9 8 8 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 4 月 1 4 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 9 年一志町告示第 34 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

室ノ口自治会

三重県津市一志町波瀬 6400 番地 3

代表者 山羽 権一郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	林 克明 三重県津市一志町波瀬 7019 番地
変更後	山羽 権一郎 三重県津市一志町波瀬 7044 番地 2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 31 年 3 月 16 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 11 一志町告示第 28 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

野口自治会

三重県津市一志町波瀬 5010 番地

代表者 小林 信也

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	藤岡 修 三重県津市一志町波瀬 5037 番地
変更後	小林 信也 三重県津市一志町波瀬 5039 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 31 年 3 月 30 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 14 年香良洲町告示第 86 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

地家区自治会

三重県津市香良洲町 237 番地

代表者 篠田 清太夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	畑 和美 三重県津市香良洲町 289 番地
変更後	篠田 清太夫 三重県津市香良洲町 344 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 31 年 3 月 31 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 14 年香良洲町告示第 87 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

馬場区自治会

三重県津市香良洲町 1056 番地

代表者 奥田 清貴

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	藤川 清和 三重県津市香良洲町 1829 番地 7
変更後	奥田 清貴 三重県津市香良洲町 1895 番地 2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 31 年 3 月 31 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第88号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月27日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

高砂区自治会

三重県津市香良洲町3675番地50

代表者 奥野 道一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小坂 勝 三重県津市香良洲町3675番地10
変更後	奥野 道一 三重県津市香良洲町3952番地6

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成31年4月14日の定期総会において選任され、同日から就任することになったため。

津市告示第 3 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年香良洲町告示第 9 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

砂原区自治会

三重県津市香良洲町 1 7 0 3 番地 2

代表者 奥野 守

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小津 守 三重県津市香良洲町 1 3 2 2 番地
変更後	奥野 守 三重県津市香良洲町 1 3 5 4 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 3 1 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 3 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年香良洲町告示第 9 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

小松区自治会

三重県津市香良洲町 7 8 6 番地 2

代表者 長井 幸治

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	南出 敏春 三重県津市香良洲町 5 5 6 4 番地 4
変更後	長井 幸治 三重県津市香良洲町 5 5 6 9 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 2 9 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 3 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年香良洲町告示第 9 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

川原区自治会

三重県津市香良洲町 4 5 5 番地

代表者 後藤 敏一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	長谷川 充 三重県津市香良洲町 4 5 9 番地 2
変更後	後藤 敏一 三重県津市香良洲町 4 5 4 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 4 月 7 日の定期総会において選任され、同日から就任することになったため。

津市告示第 3 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年香良洲町告示第 9 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

桜町区自治会

三重県津市香良洲町 1 3 4 番地 1 1

代表者 長谷川 泰久

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	前田 正人 三重県津市香良洲町 1 1 6 番地 1 2
変更後	長谷川 泰久 三重県津市香良洲町 1 0 8 番地 5

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 1 6 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 3 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年香良洲町告示第 9 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

稲葉区自治会

三重県津市香良洲町 5 5 3 6 番地 3 9

代表者 倉田 洋

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	長井 修次 三重県津市香良洲町 5 0 2 1 番地 8
変更後	倉田 洋 三重県津市香良洲町 5 1 5 6 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 2 4 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 3 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年香良洲町告示第 9 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

浜浦区自治会

三重県津市香良洲町 5 8 7 9 番地

代表者 中井 芳隆

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	倉田 博美 三重県津市香良洲町 6 2 1 6 番地 1
変更後	中井 芳隆 三重県津市香良洲町 5 7 0 8 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 4 月 6 日の定期総会において選任され、同日から就任することになったため。

津市告示第 3 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年河芸町告示第 1 3 4 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

杜の街くすのきの丘自治会

三重県津市河芸町杜の街一丁目 8 番地 1 6

代表者 藪谷 圭祐

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	加藤 清勝 三重県津市河芸町杜の街一丁目 8 番地 9
変更後	藪谷 圭祐 三重県津市河芸町杜の街一丁目 5 番地 2 5

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 4 月 7 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 3 8 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第 1 6
条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年 5 月 7 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和元年 5 月 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年 5 月 8 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 5 月 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 5 月 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 5 月 1 4 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年津市告示第 399 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

西千歳ヶ丘自治会

三重県津市垂水 2927 番地 121

代表者 松本 好子

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	安藤 政明 三重県津市垂水 2927 番地 17
変更後	松本 好子 三重県津市垂水 2927 番地 116

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 31 年 4 月 7 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年津市告示第18号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月29日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

片田町自治会

三重県津市片田町160番地

代表者 徳田 薫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	辻本 範雄 三重県津市片田町44番地1
変更後	徳田 薫 三重県津市片田町237番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成28年4月3日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 4 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年津市告示第 1 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

片田町自治会

三重県津市片田町 1 6 0 番地

代表者 橋本 賢一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	徳田 薫 三重県津市片田町 2 3 7 番地
変更後	橋本 賢一 三重県津市片田町 1 7 2 番地 4

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 0 年 4 月 8 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 4 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 2 年津市告示第 4 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

雲出島貫自治会

三重県津市雲出島貫町 8 1 2 番地 1 5

代表者 鷺野 秀雄

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	太田 清司 三重県津市雲出島貫町 1 2 0 1 番地
変更後	鷺野 秀雄 三重県津市雲出島貫町 9 5 7 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 7 年 1 月 1 8 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 4 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 2 年津市告示第 4 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

雲出島貫自治会

三重県津市雲出島貫町 8 1 2 番地 1 5

代表者 伊豆川 保

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	鷲野 秀雄 三重県津市雲出島貫町 9 5 7 番地 1
変更後	伊豆川 保 三重県津市雲出島貫町 7 9 3 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 9 年 1 月 1 5 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 4 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 2 年津市告示第 4 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

雲出島貫自治会

三重県津市雲出島貫町 8 1 2 番地 1 5

代表者 中井 孝行

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	伊豆川 保 三重県津市雲出島貫町 7 9 3 番地
変更後	中井 孝行 三重県津市雲出島貫町 1 0 3 0 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 1 月 2 0 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 4 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 2 年津市告示第 2 7 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

コモンヒルズ西が丘自治会

三重県津市一身田上津部田 3 0 9 0 番地 2 3

代表者 森川 晴成

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	福島 一夫 三重県津市一身田上津部田 3 0 9 0 番地 5
変更後	森川 晴成 三重県津市一身田上津部田 3 0 9 0 番地 2 3

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県津市一身田上津部田 3 0 9 0 番地 5
変更後	三重県津市一身田上津部田 3 0 9 0 番地 2 3

3 変更年月日

平成 3 1 年 4 月 1 日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者及び事務所の所在地の変更が、平成 3 1 年 2 月 2 4 日の定時総会において承認されたため。

津市告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので、道路法施行規則第2条第1項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

路線名 1256 江戸橋上浜町線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市江戸橋一丁目16番1地先から 津市上浜町三丁目116番1地先まで	旧	20.0 ~ 53.0	103.0

津市告示第 4 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和元年 5 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
1 2 5 6	江戸橋上浜町線	津市江戸橋一丁目 5 0 番 2 地先から 津市上浜町三丁目 1 1 7 番 3 地先 まで	令和元年 5 月 3 0 日

津市告示第48号

令和元年第1回津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年5月31日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

令和元年6月7日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月31日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

殿村自治会

2 規約に定める目的

本会は、第2条に定める区域の良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

本会の区域は、津市殿村のうち地番1081番地86から1081番地96、875番地10から875番地11及び904番地129から904番地132を除く全域とする。

4 主たる事務所

本会の主たる事務所は、津市殿村997番地集会所内に置く。

5 代表者の氏名及び住所

神田 美紀

三重県津市殿村785番地3

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の第2号から第5号までの規定により解散する。

9 認可年月日

令和元年5月28日

津市告示第50号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、次の区域の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年5月31日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業計画が定められた年月日

令和元年5月27日

2 調査を行う者の名称

津市

3 調査地域

香良洲、香良洲、雲出、雲出・高茶屋、柳谷、柳谷2、柳谷3、河芸、河芸

4 調査期間

告示の日から令和2年3月31日まで

津市告示第 5 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 3 4 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

小野田町自治会

三重県津市大里小野田町 1 6 6 番地 1

代表者 宮村 和夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	乙部 忠久 三重県津市大里小野田町 1 2 7 番地
変更後	宮村 和夫 三重県津市大里小野田町 1 6 4 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 4 月 7 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 5 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 0 年津市告示第 4 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

棕本第 4 部自治会

三重県津市芸濃町棕本 2 6 9 9 番地 2

代表者 駒田 寛

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	横山 一徳 三重県津市芸濃町棕本 1 9 1 3 番地
変更後	駒田 寛 三重県津市芸濃町棕本 2 7 3 8 番地 1 4

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 2 5 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 5 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 9 年津市告示第 1 5 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

市場自治会

三重県津市芸濃町雲林院 3 5 7 番地 2

代表者 橋本 勇人

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	松谷 宗三 三重県津市芸濃町雲林院 3 9 4 番地
変更後	橋本 勇人 三重県津市芸濃町雲林院 3 0 3 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 2 4 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 5 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 8 年津市告示第 1 4 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

林殿町自治会

三重県津市芸濃町林 1 7 8 4 番地 2

代表者 竹尾 宗久

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	若林 権 三重県津市芸濃町林 1 3 2 5 番地
変更後	竹尾 宗久 三重県津市芸濃町林 1 3 2 1 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 1 0 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市公告第 10 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに津市に意見書を提出することができます。

令和元年 5 月 16 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画地区計画
南が丘四丁目地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の地区
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
津市都市計画部都市政策課
- 4 縦覧期間
自 令和元年 5 月 16 日
至 令和元年 5 月 30 日

津市公告第 1 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 5 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和元年 5 月 1 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一身田中野字川田 7 9 1 番 2 ほか 4 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
 - (1) 津市安濃町川西 3 7 3 番地 6
倉田 武
 - (2) 津市安濃町川西 3 7 3 番地 6
倉田 浩伸
 - (3) 津市上浜町五丁目 1 0 2 番地 2
家城 幸弘

津市公告第12号

津市商店街等活性化支援塾業務について、次のとおりプロポーザルを実施しますので、公告します。

令和元年5月17日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

津市商店街等活性化支援塾業務公募型プロポーザル
実施要領

令和元年 5 月

津市

津市商店街等活性化支援業務に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

津市では、平成24年度から国立大学法人三重大学と連携し、商店街等の賑わい創出と商業の振興に取り組んできた。その中で、商店街等において新たな価値創造に繋がる講義等を実施し、商店街全体の魅力向上や新たな店主等の賑わい創出の担い手育成を図る「中心市街地新価値創造道場事業」を実施してきた。

このような中、昨年度は、この事業を更に発展的に推進し、実際の商店街等における課題を把握し、商店街の魅力向上や新たな層の来街促進について学べる機会を提供するため、民間事業者が有するネットワークや情報収集力を最大限活用し、商店街等の実践的な課題解決に向けた仕組みに係る手法について提案を受け、最も優秀な提案事業者を実施事業者とする公募型プロポーザル方式を採用した。

その結果、実際の商店街の空き店舗調査を実施し、その実態把握が可能となったほか、幅広いジャンルの講師による勉強会等を実施し、新たなネットワークの構築へとつながった。

このことから、今年度においても、商店街関係者が直面する課題を正確に把握するとともに、商店街の魅力向上に繋がる新たな層とのネットワーク構築を促す講義の実施及び的確な講師の選定等について、民間事業者からの提案を受け、実施事業者を公募型プロポーザル方式により決定するものとする。

2 業務の内容

(1) 業務内容の詳細

- ・市内の商店街が実際に抱える問題や現状を把握し、改めて課題等を関係者間で再認識できる機会を提供する。
- ・商店街全体の魅力向上と新たな層の来街促進を図るため、各商店街における共通の課題等について、関係者全体で学べる機会を提供する。
- ・各商店街が有する独自の課題に対しては、それぞれの特性を踏まえた課題解決手段を見出すための支援を行う。

(2) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日

(3) 提案上限額 1,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。ただし、上記提案上限額を超えてはならないものとし、提案上限額を超えた提案は無効とする。

3 企画提案の概要

- (1) 名称 津市商店街等活性化支援塾業務
- (2) 提案書内容（以下の項目に従って作成すること。）

提案書記載項目

1 提案の概要 本事業に関する提案の概要、市内商店街の問題等の把握方法や、講義等の企画内容、周知方法などを提案すること。
1-1 提案の概要について
1-2 市内の商店街等が抱える問題や現状の把握方法
1-3 商店街等における共通課題等に係る講義等の企画内容について
1-4 関係者への周知方法
1-5 各商店街が有する独自の課題に対する支援方法
2 本事業の実施体制 本事業の実施体制について、記載すること。業務の一部を外注・再委託する場合は、その相手方（予定）及び内容を記述すること。
2-1 責任者
2-2 事業実施体制
3 事業実施スケジュール 事業開始当初から契約期限までの全体スケジュールを記述すること。
4 予算 本事業における各取組に要する費用及び全体予算を記述すること。
5 類似事業の実施実績 過去5年以内に類似業務（まちの賑わい創出に取り組む団体への支援や、まちの賑わいに係る企画、運営等）の実績がある場合は記述すること。

※ 提案書記載項目の詳細については、別紙「津市商店街等活性化支援塾業務委託」仕様書及び評価基準（様式第8号）を参照のこと。

※ 提案書の作成に当たっては、別紙「津市商店街等活性化支援塾業務企画提案書作成要領」を参照のこと。

- (3) 問い合わせ先

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号

津市 商工観光部 商業振興労政課

TEL 059-229-3169

E-mail 229-3114@city.tsu.lg.jp

(4) 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす事業者であること。

ア 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されていること。登載されていない者にあつては、以下の(ア)から(エ)の書類を提出し確認を受けていること。

(ア) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(イ) 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

(ウ) 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

(エ) 印鑑（登録）証明書

イ 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

エ 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

オ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用するなどしている者

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(5) 参加資格要件確認基準日

津市が参加表明書を受理した日から、受注者と本事業に係る契約を締結するまでの間とする。

(6) 提出書類

ア 参加表明に関するもの

(ア) 提出書類

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されていない者にあつては、本実施要領「3 企画提案の概要（4）参加資格要件 ア」に記載する(ア)から(エ)の書類
- ・会社概要及び業務実績（様式第3号）
- ・納税証明書

国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税等（支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の完納証明書

新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届（写）」、地方公共団体において完納証明が発行できない場合は、滞納がないことを証する書面

(イ) 提出期限 令和元年5月24日（金）午後3時まで
（遅れた場合参加は認めない。）

(ウ) 提出部数 1部

(エ) 提出先 津市商工観光部商業振興労政課 宛
（津市西丸之内23番1号 津市役所本庁舎7階）

(オ) 提出方法 上記提出先に持参又は郵送すること。（期限内必着）

イ 企画提案に関するもの

(ア) 提案書類

a 企画提案書（様式第2号）

- ・提出部数 提案書（様式第2号に代表者印押印のもの）1部
提案書（様式第2号を除いたもの）10部 計11部
なお、同提案書をPDF化形式としたものをCD-Rでも提出すること。
- ・作成要領 提案書本文：20ページ以内（A4版横書き）。
提案書（様式第2号を除いたもの）については、提案者名社標などの表示を行わないこと。提案者名の表示が認められた場合には失格とするため、注意すること。
様式第8号の項目を対象に評価を実施するので、提案書の該当ページを様式第8号に記載し、提案書と一緒に提出すること。

b 見積書（様式第5号）

- ・提出部数 代表者印押印のもの1部（封入封緘押印のこと）
- ・作成要領 提案書記載の見積内容で作成したもの。本事業における各取組に要する費用及び全体予算を記載すること。

c 提出期限 令和元年5月29日（水）午後3時まで （遅れた場合参加は認めない。）

d 提出先 津市商工観光部商業振興労政課 宛

e 提出方法 上記提出先に持参又は郵送すること。 （期限内必着）

(7) 質問受付・回答

ア 質問受付期間

(ア) 日 時 令和元年5月21日（火）午後1時まで

(イ) 受付方法 質問書（様式第6号）を利用して作成し、電子メールにより提出すること。

E-Mail : 229-3114@city.tsu.lg.jp

イ 質問回答

回答は、令和元年5月22日（水）までに、その時点で参加意思を表明している全者に対し、一斉に送信する。

なお、回答送信後に参加意思を表明した者に対しては、参加表明書提出後、速やかに回答を送信する。

※企画提案書類作成に関して、電話、口頭による照会には対応しない。

※提案書提出後に、津市より内容に関する照会をすることがある。

(8) プロポーザル実施スケジュール

公告	令和元年5月17日(金)
実施要領等の配布	令和元年5月17日(金)から 5月24日(金)午後3時まで
質問書の受付	令和元年5月17日(金)から 5月21日(火)午後3時まで
質問書の回答期限	令和元年5月22日(水)
参加表明書提出期限	令和元年5月24日(金)午後3時まで
資格審査結果通知	令和元年5月27日(月)
提案書提出期限	令和元年5月29日(水)午後3時まで
第一次審査 (提案書類審査)	令和元年6月3日(月)
第一次審査結果通知	令和元年6月4日(火)
第二次審査 (プレゼンテーション 及び質疑応答)	令和元年6月6日(木)
第二次審査結果通知	令和元年6月10日(月)以降速やかに

4 提案書の審査等に関する事項

(1) 提案の審査及び評価方法

受注者選考に当たっては、津市商店街等活性化支援塾業務に係るプロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書の審査を行い、また、プレゼンテーションを受け、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

評価基準は様式第8号の項目を対象とする評価による。提案者が1者のみの場合であっても、第一次審査及び第二次審査を実施する。また、企画提案に係る評価が審査委員会において定める一定水準に達しない場合は、最優先候補者として選定しないものとする。

(2) 第一次審査の実施

第一次審査では、企画提案書記載内容の技術評価（書類審査及び価格評価）を行い、それら評価点の合計点の上位3者を第一次審査通過者として選定する。

(3) 第二次審査の実施

企画提案書記載内容等について評価するためプレゼンテーションを下記の日時にて実施する。1提案者当たり説明20分、質疑応答30分以内とする。ただし、提案書に不明点等のある場合には別途確認時間を設ける場合がある。

プレゼンテーションの参加人数は10名までとする。なお、プレゼンテーションには業務を受注した際、実際に業務を主として担当する者を出席させること。

開催日 令和元年6月6日（木）

場所 津リージョンプラザ2階 第1会議室

※プレゼンテーションの説明に必要となる機材のうちプロジェクター及びスクリーンは津市において準備するがその他必要とする機材については、提案者が手配すること。

※開催日、場所、説明時間に変更がある場合もあるので留意すること。

(4) 審査および評価結果の通知

結果については、令和元年6月10日（月）以降速やかに提案全者に対し通知する。

(5) 最優先候補者

審査委員会にて選考された最優先候補者は、津市と仕様並びに価格等協議の上、津市の決定を受けることにより受注者となる。ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、津市は、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と協議を行うこととする。

(6) 受注者

受注者は、津市と契約を締結し、受託業務を実施する。

(7) 契約締結

契約手続は、津市契約規則に定めるところによる。

5 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
指名条件		○	
選定条件		○	
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○(注1)
	見積書	×	△(注2)
	その他提出書類	×	○(注1)
採点表（合計点）		○(注3)	○
採点表（各評価項目点）		×	
委員名簿		○(注4)	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

(注1) 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該業者の競争上の地位、その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

(注2) 「一部開示」とは、見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

(注3) 契約締結前であっても、候補者の決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

(注4) 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。

6 留意事項

(1) 企画提案書の作成・提出、プレゼンテーションの参加等の一切の経費は、提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(2) 参加表明書の提出後、辞退する場合は、指定の様式（様式第7号）を使用し、参加辞退届を令和元年5月28日（火）午後3時までに津市商工観光部商業振興労政課宛に提出すること。

- (3) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合は、事前に津市に届け出るものとする。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の経験を有することを示す書類等を添付すること。
- (4) 提案者は、一つの提案しか行うことができない。
- (5) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 参加に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 提案者は、情報公開基準に基づき提案内容を開示することを了解の上、提案すること。
- (8) 提案者は、業務で得られた情報については正当な目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならない。
- (9) 次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
 - ア 実施要領等に示した参加資格要件のない者が行った企画提案
 - イ 「参加表明書」に記載された者以外が行った企画提案
 - ウ 提案者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない企画提案
 - エ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った企画提案
 - オ 2. 業務の概要(3)記載の提案上限額を超えた企画提案
 - カ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した企画提案
- (10) 本企画提案の仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、津市の判断で最優先候補者の提案内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。いくつかの方式を挙げた場合には、全て提案者が実現を約束したものとみなす。
- (11) 仕様書及び提案書に記載されている全ての作業に対し、いかなる場合においても津市に別途費用を請求することはできない。
- (12) 本企画提案に要した全ての費用について津市に請求することはできず、提案者の負担となることに留意すること。

様式第1号

参加表明書

年 月 日

津市長 様

年 月 日付け調達公告に係る下記業務の公募型プロポーザルについて、実施要領等に示す参加資格要件を満たす者であることを誓約し、企画提案に参加します。

記

業務名 津市商店街等活性化支援塾業務委託

事業者名	
所在地	
代表者名	⑩
担当者名 (連絡先)	
電話	
FAX	
E-mail	

様式第2号

年 月 日

津市長 様

(提出者)

所在地

商号又は名称

代表者

役職・氏名

⑩

企 画 提 案 書

年 月 日付で公告のありました「津市商店街等活性化支援塾業務」に係る公募型プロポーザルについて、公告及び実施要領等の内容を承諾した上で、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡担当者)

部署名

氏名(フリガナ)

電話

FAX

メールアドレス

会社概要及び業務実績

(1) 会社概要

名称	
代表者 (職名・氏名)	
所在地	
連絡先	
設立年	
資本金	
全従業員数	
主な事業内容	
特記事項 (本社情報等)	

(2) 業務実績

①過去5年間の同種・類似した業務実績を、契約金額の大きい順に記入してください。

件名	
受託者	
委託者	
履行期間	
業務概要	
特筆すべき成果	

②

件名	
受託者	
委託者	
履行期間	
業務概要	
特筆すべき成果	

③

件名	
受託者	
委託者	
履行期間	
業務概要	
特筆すべき成果	

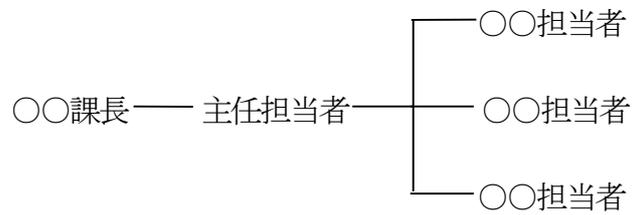
※記載する業務実績は最大3件までとします。

※上記に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付してください。

業務実施体制

- ・本業務を行う場合の実施体制を記入してください。
- ※実施体制において、他の業者等に再委託（下請けを含む。）をする場合は、その旨を明記すること。

参考例



見 積 書

年 月 日

津市長 様

住所（所在地）：

商号（名称）：

代表者：

印

見積金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

（ 税 込 ）

ただし、

（業務名）津市商店街等活性化支援塾業務

（内 訳）別途添付

様式第6号

年 月 日

質 問 書

(あて先) 津市長

「津市商店街等活性化支援塾業務」について以下のとおり質問・疑義照会をいたします。

事業者名	
所 属	
担当者名	
メールアドレス	
電話・FAX	

件 名	

様式第7号

参 加 辞 退 届

「津市商店街等活性化支援塾業務」プロポーザルに、参加表明書を提出しましたが、参加を辞退します。

年 月 日

(あて先) 津市長

提案者

住 所

会 社 名

代 表 者

印

電 話

F A X

E-mail

担当者名

様式第 8 号

1 提案の概要 (満点 65 点)	該当頁	配点
1-1 提案の概要について	具体的な取組内容を記載すること。また、平成 27 年度から実施している本事業の取組みを踏まえ、その内容を活かしつつ、当事業の目的を達成するための新たな取組み等を取り入れた提案となっているか。	15
1-2 市内の商店街等が抱える問題や現状の把握方法	市内商店街が抱える問題や現状について、どのような手法をもって把握するかが、具体的かつ現実的に記述されているか。	15
1-3 商店街等における共通課題に対する講義等の企画内容について	商店街における共通課題を把握した上で、どのような講義等を実施するか、その内容や実施方法について、具体的に記述されているか。	15
1-4 関係者への周知方法	本事業で実施する講義等へ、より多くの商店街関係者を参加させるための周知方法が具体的に記述されているか。	10
1-5 各商店街が有する独自の課題に対する支援方法	各商店街が有する独自の課題等に対して、その課題解決手段を見出すための支援方法が具体的に記述されているか。	10
2 本事業の実施体制 (満点 15 点)		
2-1 責任者	責任者 (業務の一部を再委託する提案者は、再委託先の責任者を含む) が明記されているか。	5
2-2 事業実施体制	各業務の実施体制と役割分担は明記されているか。(人員構成、各業務担当部門の業務実施場所など含み、業務の一部を再委託する提案者は、再委託を予定する業務範囲、再委託先の体制を含む)	10

3 事業実施スケジュール（満点 10 点）

3-1 事業実施スケジュール	事業開始当初から契約期限までの全体スケジュールが明記されているか。また、業務遂行において無理のないスケジュールとなっているか。	10
----------------	---	----

4 予算（満点 5 点）

4-1 予算	本事業における各取組に要する費用及び全体予算が記述されているか。また、提案価格が提案上限額内であり、かつコストパフォーマンスに優れているか。	5
--------	--	---

5 類似事業の実施実績（満点 5 点）

5-1 類似事業の実施実績	本事業と同様の目的を達成するための類似業務（商店街等の賑わい創出や商業振興に係る業務の企画、運営等）について、過去 5 年以内の実績が記述されているか。	5
---------------	--	---

委託業務仕様書

1 委託業務名

商店街等活性化支援塾業務委託

2 目的

商店街の賑わい創出及び商業の振興を目的とし、市内商店街の現状把握等に係る取組みの実施を通じて、各商店街における課題等を明らかにすることで、商店街関係者間において共通課題としての再認識を促す。また、同関係者に対して商店街の魅力向上や新たな層の来街促進について学ぶ機会を提供するとともに、起業に興味をもつ人材との繋がり場の場等を提供することで、新たな価値の創造及びそれを担う人材育成を促し、各商店街の課題解決に向けた自発的かつ実践的な取組みの実施へとつなげる。

3 事業履行期間

契約締結の日から、令和2年3月31日まで

4 事業内容

(1) 事業概要

- ・市内の商店街が実際に抱える問題や現状を把握し、改めて課題等を関係者間で再認識できる機会を提供する。
- ・商店街全体の魅力向上と新たな層の来街促進を図るため、各商店街における共通の課題等について、関係者全体で学べる機会を提供する。
- ・各商店街が有する独自の課題に対しては、それぞれの特性を踏まえた課題解決手段を見出すための支援を行う。

(2) 事業計画書の作成

全体的な事業推進を円滑に実施するため、全体事業計画書を作成し、発注者に提出すること。なお、計画書の作成にあたっては、発注者と協議すること。

(3) 結果の報告

各イベント等を開催したときは、随時、発注者に結果を報告すること。

5 事業実績報告書の作成

全ての事業が完了したときは、事業実績報告書を作成し、発注者に提出すること。

6 その他

本仕様書に関し、疑義が生じた場合は、発注者と協議し決定すること。

津市商店街等活性化支援塾業務企画提案書作成要領

1 企画提案書

- (1) 提出書類の名称
津市商店街等活性化支援塾業務企画提案書
- (2) 企画提案書の様式
日本工業規格A4版縦、横書きで20ページ以内
- (3) 提出部数
代表者印押印のもの1部、写し10部の計11部

2 提出

- (1) 提出方法
持参又は郵送
- (2) 提出期限
令和元年5月29日（水）午後3時まで
- (3) 提出先
津市商工観光部商業振興労政課

3 提案書に記載すべき項目

- (1) 津市商店街等活性化支援塾業務委託に係る項目
 - ア 本事業に関する提案の概要
 - イ 市内の商店街が抱える問題や現状の把握方法
 - ウ 商店街における共通課題に対する講義等の企画内容について
 - エ 関係者への周知方法
 - オ 各商店街が有する独自の課題に対する支援方法
- (2) 貴社の提案の特徴や優位性
- (3) 会社概要及び業務実績（様式第3号）
 - ア 最新の会社概要
 - イ 本業務と類似の業務委託の実績（過去5年間）
- (4) 本事業の実施体制（様式第4号）

当業務の実施体制がわかる責任者及び担当者の構成、業務分担、経歴及び経験年数等を記載してください。

なお、他の業者等に再委託（下請けを含む。）をする場合は、その旨を明記してください。

(5) 事業実施スケジュール及び見積金額

ア 事業実施スケジュール

事業開始から契約期限までの全体スケジュールを記載してください。

イ 見積金額

見積書（様式第5号）には、本事業における各取組みに要する費用及び全体予算額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載し、その内訳を添付してください。

なお、本業務は1,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額としますが、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものです。

4 企画提案書作成に関する留意事項

- (1) 提案書には、提案者名社標など提案者に関する表示は一切記載しないでください。
- (2) 企画提案書の作成・提出、プレゼンテーションの参加等の一切の経費は、提案者の負担とし、提出書類は返却しないものとします。
- (3) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合は、事前に津市に届け出るものとします。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の経験を有することを示す書類等を添付してください。
- (4) 提案者は、一つの提案しか行うことはできません。
- (5) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めないこととします。
- (6) 参加に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とします。
- (7) 提案者は、情報公開基準に基づき提案内容を開示することを了解の上、提案してください。
- (8) 提案者は、業務で得られた情報については正当な目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならないものとします。
- (9) 次のいずれかに該当する企画提案は、無効となります。
 - ア 実施要領等に示した参加資格要件のない者が行った企画提案
 - イ 「参加表明書」に記載された者以外が行った企画提案
 - ウ 提案者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない企画提案
 - エ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った企画提案
 - オ 提案上限額を超えた企画提案
 - カ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した企画提案

- (10) 本企画提案の仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成しますが、津市の判断で最優先候補者の提案内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載してください。いくつかの方式を挙げた場合には、全て提案者が実現を約束したものとみなします。
- (11) 仕様書及び提案書に記載されている全ての作業に対し、いかなる場合においても津市に別途費用を請求することはできないものとします。
- (12) 本企画提案に要した全ての費用について津市に請求することはできず、提案者の負担となります。

津市公告第 1 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 5 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和元年 5 月 1 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 4 番 7、1 7 1 4 番 8
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市西町 2 8 3 番地 1
創和不動産株式会社
代表取締役 世古 政弘

津市公告第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年5月21日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和元年5月20日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋小森町字小谷569番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市笠松町687番地3
山下 英士

津市公告第 15 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 5 月 24 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定に係る道路の種類

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号

2 指定の年月日

令和元年 5 月 22 日

3 指定道路の位置

津市河芸町中瀬字西山 237 番 1 の一部、255 番 8 の一部及び赤道の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長

A 5.41メートル

B 5.14メートル

(2) 幅員

A 7.17メートル

B 2.46メートル

津市公告第16号

令和元年度津市職員採用試験前期日程（令和2年度採用予定）を実施します。

令和元年5月27日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職種	採用 予定 人数	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日
技 術 職 士 木	六 人 程 度	(1) 次のすべての条件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和2年3月卒業（修了）見込み（ただし、高等学校の卒業見込みを除く。）の人 イ 上記アに掲げる学校等において土木に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	○ 昭和59年4月2日以降出生の人
技 術 職 機 械	二 人 程 度	(1) 次のすべての条件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和2年3月卒業（修了）見込み（ただし、高等学校の卒業見込みを除く。）の人 イ 上記アに掲げる学校等において機械に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	
保 健 師	一 人 程 度	保健師免許を有する人又は令和2年4月までに有する見込みの人	
すべての職種に共通する受験資格 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人			

2 職務内容

職 種	職 務 内 容
技 術 職 （ 土 木 ）	土木事業に係る計画、設計、施工管理等に関する技術的業務
技 術 職 （ 機 械 ）	施設等に係る設計、施工・維持管理等の機械に関する技術的業務
保 健 師	乳幼児、妊産婦、成人等の保健指導業務等

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

令和元年6月3日(月)から令和元年6月27日(木)まで(土曜日・日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市職員採用試験申込書(受験票付き)-----1通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

(印刷用紙は白色のA4版(縦:29.7cm、横:21cm)を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色のA4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。)

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。

イ 返信用封筒-----2通(持参による申込みの場合は1通)

※ 返信用封筒のサイズ:長形3号(縦:23.5cm、横:12cm)

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る可否の通知(持参による申込みの場合は、第1次試験に係る可否の通知)を送付しますので、82円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名(敬称は「様」)を記入してください。

(3) 提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

令和元年6月27日(木)午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当(津市本庁舎7階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課あて

イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。

令和元年6月27日(木)午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

【提出先】津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課(津市本庁舎7階)

※ 郵送による提出に御協力をお願いします。

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却(又は返信用封筒により返送)し、又は受験を無効とすることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で令和元年7月2日(火)までに受験票が届かないときは、津市総務部人事課(電話番号 059-229-3106)へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による提出はできません。

オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

(1) 試験科目

教養試験及び専門試験

(2) 試験の内容

試験科目		試験の内容
教養試験		社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する能力についての択一式による筆記試験
専門試験	技術職 (土木)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工に関する択一式による筆記試験
	技術職 (機械)	数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術（電気技術、電子技術、制御）及び電子機械に関する択一式による筆記試験
	保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論に関する択一式による筆記試験

※ 教養試験及び専門試験（保健師を除く。）の問題は、高等学校卒業程度です。

※ 試験問題は、活字印刷文で出題します。

(3) 試験日

令和元年7月7日（日）

(4) 試験場所

津市本庁舎（津市西丸之内23番1号）

(5) 結果発表

令和元年7月12日（金）（予定）に受験者全員に対し、合否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目・試験日

試験科目（予定）	試験日（予定）
口述試験（個人面接） 実地試験（グループワーク） 職場適応性検査	令和元年7月23日（火） 令和元年7月24日（水）（予備日）

※ 詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(2) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 結果発表

令和元年7月下旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目・試験日

試験科目(予定)	試験日(予定)
口述試験(個人面接) 集団討議	令和元年8月上旬

※ 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

(2) 試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

(3) その他

第3次試験の受験日までに最終学校卒業(見込)証明書等の書類を提出していただきます。詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

7 最終合格者発表

令和元年8月中旬に第3次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

8 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、令和2年4月1日に採用する予定です。ただし、保健師については、令和2年4月1日以降同年5月1日までに採用する予定です(当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります)。

(2) 上記(1)の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。

なお、当該繰り上げを行う期間は、令和3年3月31日までとします。

(3) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

9 採用後の給与等

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学歴	初任給（給料）※1	給与月額（見込）※2
大学院（修士課程）修了	194,000円	230,500円
大学卒	180,700円	214,700円
短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒	164,200円	195,000円
高等学校卒	153,000円	181,700円

※1 上記の初任給は、新卒者等に係る平成31年4月1日付けでの採用の場合の初任給であり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。また、職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

※2 上記の給与月額は、給料、地域手当（勤務地：津市）及び時間外勤務手当を含んでいません（100円未満の金額については切り捨てで表記しています。）。また、時間外勤務手当については、平成30年度1人当たりの平均時間外勤務時間数で算出しています。

なお、上記の給与以外に、期末・勤勉手当（平成30年度実績4.45月分）が別途支給されます。また、支給要件に応じて扶養手当、住居手当、通勤手当も支給されます。

10 勤務条件等

（1）勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務場所により異なる場合があります。

（2）勤務場所

本庁、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

（3）休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務場所により異なる場合があります。

（4）休暇等

年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業等があります。

（5）福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合等に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

（6）人事・研修制度

ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する部課

等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

イ プリセプター制度

市の業務内容や先輩との人間関係等について、新規採用職員が抱く不安等を軽減するための仕組みとして、採用されてから一定の期間、1人の新人に対して、1人の先輩職員が指導者として担当し、心理的なサポートや職務遂行能力の指導・向上を図るプリセプター制度を導入しています。

ウ 研修制度

実務研修、職務実践研修など様々な研修を実施しています。

11 その他

(1) 条件付採用について

採用後6か月の間は、地方公務員法第22条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(2) 他の試験の受験について

今後実施される他の津市職員採用試験等も受験可能です。また、今回の試験結果は、今後の採用試験の合否には一切影響することはありません。

(3) 問い合わせ

この試験の詳細については津市総務部人事課（津市本庁舎7階）までお問い合わせください。
電話番号（059-229-3106）

◎ 日本国籍を有しない人が津市職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職及び技術職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職及び技術職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公権力の行使」に係る職務について

「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(「公権力の行使」に係る職務の具体例)

- ※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関する担当副参事(課長級)、担当参事(部次長級)及び担当理事(部長級)が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

津市公告第17号

津市育休代替任期付職員採用試験を実施します。

令和元年5月27日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用予定人数 ※ () 内は令和元年 10月1日採用予定	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日
事務職	20人程度 (1人程度)	(1) 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和元年9月卒業（修了）見込みの人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	昭和39年4月2日以降平成13年4月1日までに出生の人
保育士	20人程度 (10人程度)	保育士登録を受けている人又は令和元年9月までに保育士登録を受ける見込みの人	昭和39年4月2日以降出生の人
保健師	5人程度	保健師免許（保健婦、保健士）を有する人	
技能員 (調理員)	5人程度	中学校卒業以上の学歴を有する人	昭和39年4月2日以降平成13年4月1日までに出生の人
すべての職種に共通する受験資格 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人			

※ 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、職員の育児休業の状況等に応じて採用されることから、全ての合格者が令和元年10月1日付けで採用されるとは限りません。

2 職務内容

職 種	職 務 内 容
事務職	一般行政事務
保育士	児童福祉施設（保育所、認定こども園等）における児童の保育業務等
保健師	乳幼児、妊産婦、成人等の保健指導業務等
技能員（調理員）	児童福祉施設（保育所、認定こども園等）、学校等における給食業務

※ 原則として正規職員と同様の業務に従事します。

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

令和元年6月3日（月）から令和元年6月27日（木）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市育休代替任期付職員採用試験申込書（受験票付き）----- 1通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

(印刷用紙は白色のA4版(縦:29.7cm、横:21cm)を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色のA4版を使用していない場合及び表

面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。)

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。

イ 返信用封筒----- 2通 (持参による申込みの場合は1通)

※ 返信用封筒のサイズ: 長形3号 (縦: 23.5cm、横: 12cm)

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る可否の通知 (持参による申込みの場合は、第1次試験に係る可否の通知) を送付しますので、82円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名 (敬称は「様」) を記入してください。

(3) 提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市育休代替任期付職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

令和元年6月27日(木)午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当(津市本庁舎7階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課あて

イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。

令和元年6月27日(木)午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

【提出先】津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課(津市本庁舎7階)

※ 郵送による提出に御協力をお願いします。

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却(郵送による場合は、返信用封筒により返送)し、又は受験を無効とすることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で令和元年7月2日(火)までに受験票が届かないときは、津市総務部人事課(電話番号 059-229-3106)へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による受付はできません。

オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

(1) 試験科目及び試験の内容

職 種	試験科目	試 験 の 内 容
事務職	教養試験	社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する能力についての択一式（マークシート方式）による筆記試験
保育士	専門試験 (保育士)	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健（精神保健を含む。）に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験
保健師	専門試験 (保健師)	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験
技能員 (調理員)	業務適性検査	実務的な業務において、処理を集中して速く正確に行えるかをみるための択一式（マークシート方式）による筆記試験（加減算の計算、数の大小関係の判断、文字や図形の照合などの基礎的な問題）

※ 教養試験の試験問題は、高等学校卒業程度です。

※ 試験問題は、活字印刷文で出題します。

(2) 試験日

令和元年7月7日（日）

(3) 試験場所

津市本庁舎（津市西丸之内23番1号）

※ 応募状況等により他会場でも行う場合があります。

(4) 結果発表

令和元年7月12日（金）（予定）に受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験（個人面接）

(2) 試験日

令和元年7月29日（月）又は同月30日（火）（予定）

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

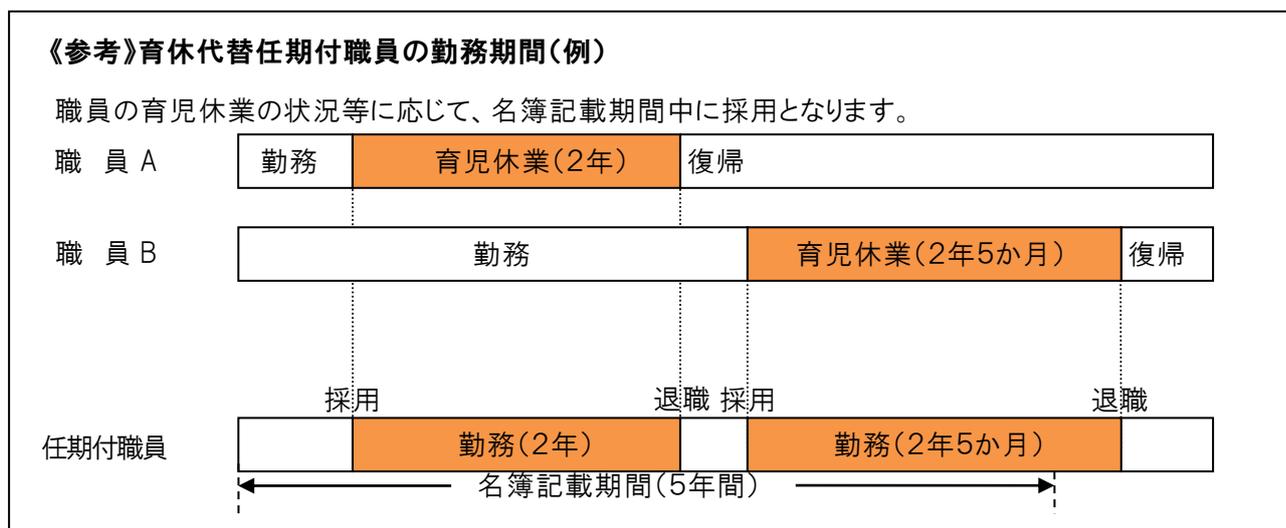
6 最終合格者発表

令和元年8月中旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を送るとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、令和元年10月1日以降、職員の育児休業の状況等に応じて採用する予定です（名簿に記載されても必ず採用されるとは限りません。名簿の記載期間は令和6年9月30日までです。）。



- (2) 採用に当たっては、原則として名簿に記載されている順に採用の諾否を確認し、応諾後各種書類の提出などの手続を別途依頼します。
- (3) 任期は、職員が育児休業を取得する期間に応じて決定されます（育児休業の期間は、最大で3年間です）。ただし、任期の末日は、最大でその職員が津市職員の定年等に関する条例に規定する定年年齢に達した日以後における最初の3月31日までとします。
- (4) 任期が満了した場合でも、名簿記載期間中であれば、再度任期付職員としての勤務をお願いする場合があります。
- (5) 現在、既に名簿に記載中の人がこの試験に合格した場合は、現在の名簿記載期間中は従前の試験による順位が優先され、現在の名簿記載期間終了後に、この試験に基づく順位による記載が有効となります。

(例) 現在の名簿記載期間が平成29年10月1日から令和4年9月30日までの方

令和4年9月30日までは、現在の名簿記載順位により採用等が行われ、当該名簿記載期間が終了した次の日である令和4年10月1日からは、この試験の結果に基づく順位により採用等が行われることとなります。

- (6) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、合格を取り消し、名簿から削除します。
- (7) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

8 給与

(1) 初任給の例

職 種	等	初 任 給
事 務 職 保 育 士	大学院（修士課程）修了	194,000円
	大学卒	180,700円
	短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒	164,200円
	高等学校卒等	153,000円
保 健 師	大学・保健師養成所卒	180,700円
技能員（調理員）	18歳の場合	153,000円

(注) 上記は平成31年4月1日付けで採用された場合の初任給であり、採用までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。

※ 職務経験等がある場合は、一定の基準に基づいた加算措置があります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等が支給されます。

9 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります。

(例1) 児童福祉施設（保育所、認定こども園等）に勤務する保育士の場合

勤務時間は、原則、月曜日から土曜日までのうち1週間当たり5日勤務で、午前7時30分から午後7時までのうち7時間45分（施設等により異なる場合があります。）

(例2) 学校等に勤務する技能員（調理員）の場合

勤務時間は、原則、月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時45分まで（学校等により異なる場合があります。）

(2) 勤務場所

本庁舎、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

(3) 休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります（上記「(1) 勤務時間」を参照）。

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇等）、病気休暇、介護休暇及び介護時間等があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合等に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

(6) 研修

実務研修、職務実践研修など様々な研修を実施しています。

(7) その他

育児休業及び育児短時間勤務等をすることはできません。

10 その他

(1) 任期付職員への採用は、正規職員の採用とは無関係です。正規職員になるためには、必ずそのための採用試験に合格しなくてはなりません。また、任期付職員の任期中及び名簿記載期間であっても、正規職員の採用試験を受験することは可能です。

(2) 採用後6か月の間は、地方公務員法第22条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(3) この試験の詳細については津市総務部人事課（津市本庁舎7階）までお問い合わせください。
電話番号（059-229-3106）

◎ 日本国籍を有しない人が津市育休代替任期付職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがいまして、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

なお、「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

※ 「公権力の行使」に係る職務の具体例

建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可等に係る業務

津市公告第18号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和元年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 市有財産売却に係る一般競争入札

(2) 売却物件の概要

物件番号及び区分番号	物件の種類	物件の所在	地目又は種類	地積又は延床面積	備考
1	土地	津市芸濃町岡本字土穴 1284 番 9	宅地	116.60 m ²	都市計画区域外
	建物	津市芸濃町岡本字土穴 1284 番地 9	集会所	34.02 m ²	昭和 45 年築 木造瓦葺平家建 未登記建物
2	土地	津市半田字奥青谷 3424 番 82	宅地	243.08 m ²	第一種低層住居専用地域
		津市半田字奥青谷 3424 番 84		80.87 m ²	
	建物	津市半田字奥青谷 3424 番地 82 及び同 3424 番地 84	集会所	67.43 m ²	昭和 51 年築 木造スレート葺平家建 附属建物（物置）あり
3	土地	津市白山町南出字門田 359 番 1	宅地	2,965.53 m ²	都市計画区域外
	建物	津市白山町南出字門田 359 番地 1	園舎	775.30 m ²	昭和 48 年築 鉄骨造鋼板及びスレート 葺平家建 未登記建物 附属建物（物置）2 棟あり

物件番号 1、2、3 とも土地及び建物を一体として売却します。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とし、次に該当する者は、入札に参加できません。

(1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者

- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職（同条第3項第1号から第2号までに該当する者に限ります。）に属する津市職員
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者
- (4) 津市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフオク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人
- (7) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (8) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
- (9) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (11) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
- (12) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (13) 20歳未満の者
- (14) 日本語が理解できない者
- (15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込み

ア 仮申込期間

令和元年5月30日（木）午後1時から令和元年6月14日（金）午後2時まで

イ 仮申込みの方法

ヤフオク！の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）から行ってください。

(2) 入札参加申込み（本申込み）

ア 申込期間

令和元年5月30日（木）午後1時から令和元年6月25日（火）午後2時まで

イ 申込みの方法

仮申込みを行った後、次の書類を津市政策財務部財産管理課へ提出してください。

(3) 入札参加申込みに伴う提出書類

ア 公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）

津市ホームページから所定の様式を出力し、実印を押印してください。

イ 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 委任状（代理人により入札に参加する場合のみ）

代理人により入札に参加する場合は、受任者及び委任者のイ及びウが必要になります。

カ 共同入札等申出書（一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札参加する場合のみ）

提出書類のうち、イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において、発行後3か月以内のものに限ります。

複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オ及びカについては物件ごとに1部提出してください。イ、ウ及びエについては、1部のみ提出してください。

不動産を共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出

してください。

一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 入札参加申込みに当たっての留意事項

下記の全ての項目について、了承の上で入札参加申込みをしてください。

ア 物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、土地、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等を含め「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、老朽化や損傷等の不具合がある場合も、そのまま引き渡しを行います。

イ 物件番号1の土地の東側隣接地には、防災行政無線の屋外拡声器があり、定期又は災害発生時の行政放送があります。また、同地には資源ごみ集積所がありますので、周辺住民や収集業者の車両の往来があります。

ウ 物件番号2の土地の階段口については、引き続き、地元自治会がごみ集積所用地として使用します。

エ 物件番号3の建物は、昭和48年に当初建物として床面積586.85㎡が建築され、その後、昭和52年に床面積99.20㎡、平成4年に床面積89.25㎡が増築され、現在の775.30㎡の建物となっています。

オ 物件番号1、2及び3とも、建物は耐震性能が不足する可能性があるため、購入者において耐震診断調査を実施し、必要に応じて耐震補強工事を実施してください。

カ 物件番号1、2及び3とも、建物は劣化及び損傷が進行しており、雨漏り、建物の傾き等の不具合が見受けられるため、現状のまま利用ができない可能性があります。本市は修復に要する費用の一切を負担しません。

キ 物件番号1、2及び3とも、地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施していないため、これらが発生する可能性があります。これらが発生した場合でも、本市は埋設物、汚染物等の撤去等に要する費用の一切を負担しません。

ク 物件番号2の土地は、平坦地約120㎡及び傾斜法面崖地から構成されており、傾斜法面崖地は、必要に応じて擁壁で覆われていますが、東側の立木（桜）周辺は、劣化、損傷が進んでいるため、修繕を要します。

ケ 物件番号3の土地には、中部電力株式会社が管理する電力柱1本がありますので、買受人にて同社に対し所有者変更の手続を行ってください。

コ 物件番号3の土地を開発する場合は、敷地外周のフェンスの取扱いについて地元の南出獣害対策協議会と協議してください。

サ 物件番号2の土地には、青谷第二自治会が所有する防犯灯に電力を供給する電線を敷設するためのポールが建っており、同ポール及び建物に設置されている支持架を電線が経由しています。同電線については、中部電力株式会社にて本年6月上旬に他所への移設を行う予定となっております。ポールと支持架については、残置します。

シ 入札参加申込みに当たっては、購入者において関係公簿などの閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。

ス 入札に参加しようとする土地に建物の建築若しくは建替え等が可能か否か、については、購入者においてあらかじめ関係機関に確認しておいてください。

また、進入路、敷地出入口などの加工は、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び道路法（昭和27年法律第180号）などの関係法令に従い、購入者の負担により行うこととなります。

セ 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として、申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。

ソ 共有する目的で申込みをされる場合、共同入札者全員が、入札参加の資格を有することが必要です。

タ 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。

チ 申込関係書類の提出は、郵送（書留等の記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファックスを含みます。）等による申込みの受付は行いません。

ツ 入札参加申込手続が完了したときは、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに、「本申込完了」に係る電子メールを送信します。

4 物件見学会

物件に係る現地説明会等は開催しません。

なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。

5 予定価格（最低入札価格）と入札保証金

(1) 予定価格と入札保証金の額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金 の額
1	津市芸濃町岡本字土穴 1284 番 9	832,319 円	83,232 円
2	津市半田字奥青谷 3424 番 82 及び同 3424 番 84	2,389,440 円	238,944 円
3	津市白山町南出字門田 359 番 1	23,331,984 円	2,333,199 円

- (2) 入札参加希望者は、入札保証金として、上表の右欄に掲げる金額を入札開始 3 開庁日前（令和元年 6 月 25 日（火））午後 2 時までに、津市が指定する金融機関の口座に納付してください。口座番号等については、入札参加仮申込手続を津市が確認した後、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレスに電子メールでお知らせします。
- (3) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された口座への振込みにより返金します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。
- (4) 入札保証金には、納入から返金までの期間に係る利息は付しません。
- (5) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金（契約保証金）は、津市に帰属することとなります。

6 入札及び開札

(1) 入札期間

令和元年 6 月 28 日（金）午後 1 時から令和元年 7 月 5 日（金）午後 1 時まで

(2) 開札

令和元年 7 月 5 日（金）午後 1 時以降に行います。

(3) 入札方法

売却システムから入札価格を登録（一度のみ可能）することにより入札を行います。入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱い

入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

7 落札者の決定

- (1) 売却システムでの入札において、津市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。
- (3) 落札者には、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- (4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、物件の所有権は落札者に移転しません。

8 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限

落札者が、落札した物件を次の用途に供した場合は、津市は当該物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

ア 暴力団の事務所の用途

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係る用途

(2) 契約の解除

津市は、買受人が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する場合があります。

ア 買受人又は買受人の役員等（法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者

及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいいます。以下同じ。)が次に掲げる者であると認められるとき。

(7) 暴力団員

(1) 暴力団関係者(暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいいます。)

イ 買受人の経営又は運営に暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」といいます。)が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいいます。)と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 買受人が市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していると認められるとき。

キ この契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 買受人は、(2)の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、津市に対してその補償を請求できません。

(4) 買受人は、(2)の定めにより、津市が契約を解除したときは、買受人の負担で、物件を原状に回復して津市の指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、津市が特に認める場合はこの限りではありません。

9 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は津市と契約を締結します。

(2) 契約書等の提出書類

ア 契約書

津市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼付の上、2部とも令和元年7月26日(金)午後5時

15分までに提出してください。津市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。契約は、津市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したとき確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書

ウ 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は不要）

エ 所有権移転登記嘱託請求書

オ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書
登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	登録免許 税額 (土地及び建物)
1	津市芸濃町岡本字土穴 1284 番地 9	20,900 円
2	津市半田字奥青谷 3424 番地 82 及び同 3424 番地 84	87,100 円
3	津市白山町南出字門田 359 番地 1	489,600 円

提出書類のうち、イ及びエについては、津市ホームページから印刷できます。

(3) 契約保証金

ア 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売却代金に充当します。

イ 契約者が売却代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を解除した場合は、契約保証金は津市に帰属します。

10 売却代金の支払期限等

売却代金（売却代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和元年7月29日（月）午後5時15分までに、次の方法のいずれかで津市へ納付しなければなりません。

- (1) 津市が用意する納付書による津市が指定する金融機関窓口からの納付
- (2) 津市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付
- (3) 現金の直接持参（持参したその日に納入手続を行いますので、開庁日の

午後 2 時まで、津市政策財務部財産管理課へ持参してください。)

11 所有権の移転・引渡し等

- (1) 売却代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、移転完了後に物件を引き渡すものとします。
- (2) 物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後に瑕疵が発見された場合も、津市は一切の責任を負いません。
- (3) 物件の所有権の移転登記は津市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税額（収入印紙）は、落札者の負担となります。
- (4) 物件を津市の許可なく第三者が占有している場合は、買受人が解決を図るものとします。

12 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用については、すべて買受人の負担となります。

- (1) 契約書に貼付する収入印紙（印紙税法の規定に基づき、契約金額により変動します。）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課
- (5) 物件引渡し後に必要となる費用
- (6) その他契約に要する費用

13 その他

- (1) 入札に参加しようとする方は、記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 買い受けた土地に建物を建築するに当たっては、建築基準法、都市計画法、三重県建築基準条例（昭和 46 年三重県条例第 35 号）等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課財産活用担当

電話番号 059 - 229 - 3126

津市教育委員会告示第1号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和元年5月21日

津市教育委員会教育長 倉田幸則

1 招集の日時

令和元年5月27日(月) 午後4時15分から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 令和元年度津市一般会計補正予算(第2号)〈教委所管分〉について
- (2) 工事請負契約について(津市立新町小学校大規模改造(第四期)工事)
- (3) 工事請負契約について(津市立久居中学校大規模改造(第二期)工事)
- (4) 工事請負契約について(津市立南郊中学校大規模改造(第三期)工事)
- (5) 工事請負契約について(津市立藤水小学校大規模改造(第三期)工事)
- (6) 工事請負契約について(津市立西が丘小学校大規模改造(第二期)工事)
- (7) 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (8) 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替え等について
- (9) 津市社会教育委員の辞任について
- (10) 津市社会教育委員の一部委嘱替えについて
- (11) 津市青少年問題協議会委員の一部委嘱替えについて

津市教育委員会公告第1号

津市育休代替任期付職員採用試験を次のとおり実施します。

令和元年5月27日

津市教育委員会教育長 倉田幸則

別紙のとおり

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用予定人数	受 験 資 格	
		免 許 等	生 年 月 日 等
幼稚園教諭	7人程度	幼稚園教諭普通免許状を有する人又は令和元年9月までに幼稚園教諭普通免許状を有する見込みの人	(1) 昭和39年4月2日以降出生の人 (2) 学校教育法第9条(校長、教員の欠格事由)及び地方公務員法第16条(欠格条項)の各号のいずれにも該当しない人

※ 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、職員の育児休業の状況等に応じて採用されることから、全ての合格者が令和元年10月1日付けで採用されるとは限りません。

2 職務内容

職 種	職 務 内 容
幼稚園教諭	幼稚園における幼児教育業務等

※ 原則として正規職員と同様の業務に従事します。

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

令和元年6月3日(月)から令和元年6月27日(木)まで(土曜日・日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市育休代替任期付職員採用試験申込書(受験票付き) ----- 1通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

(印刷用紙は白色のA4版(縦:29.7cm、横:21cm)を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色のA4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。)

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。

イ 返信用封筒 ----- 2通(持参による申込みの場合は1通)

※ 返信用封筒のサイズ:長形3号(縦:23.5cm、横:12cm)

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る可否の通知(持参による申込みの場合は、第1次試験に係る可否の通知)を送付しますので、82円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名(敬称は「様」)を記入してください。

(3) 提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市育休代替任期付職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

令和元年6月27日(木)午後5時15分までに津市教育委員会事務局教育総務課(津市教育委員会庁舎4階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-0035 津市西丸之内37番8号 津市教育委員会事務局教育総務課あて

イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。

令和元年6月27日（木）午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

【提出先】津市西丸之内37番8号 津市教育委員会事務局教育総務課（津市教育委員会庁舎4階）

※ 郵送による提出に御協力をお願いします。

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却（郵送による場合は、返信用封筒により返送）し、又は受験を無効とすることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で令和元年7月2日（火）までに受験票が届かないときは、津市教育委員会事務局教育総務課（電話番号 059-229-3292）へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による受付はできません。

オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

(1) 試験科目及び試験の内容

試験科目	試験の内容
専門試験 (幼稚園教諭)	発達心理、教育学、保育原理、保育内容及び法規に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験

※ 試験問題は、活字印刷文で出題します。

(2) 試験日

令和元年7月7日（日）

(3) 試験場所

津市本庁舎（津市西丸之内23番1号）

※ 応募状況等により他会場でも行う場合があります。

(4) 結果発表

令和元年7月12日（金）（予定）に受験者全員に対し、可否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験（個人面接）

(2) 試験日

令和元年7月30日（火）（予定）

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

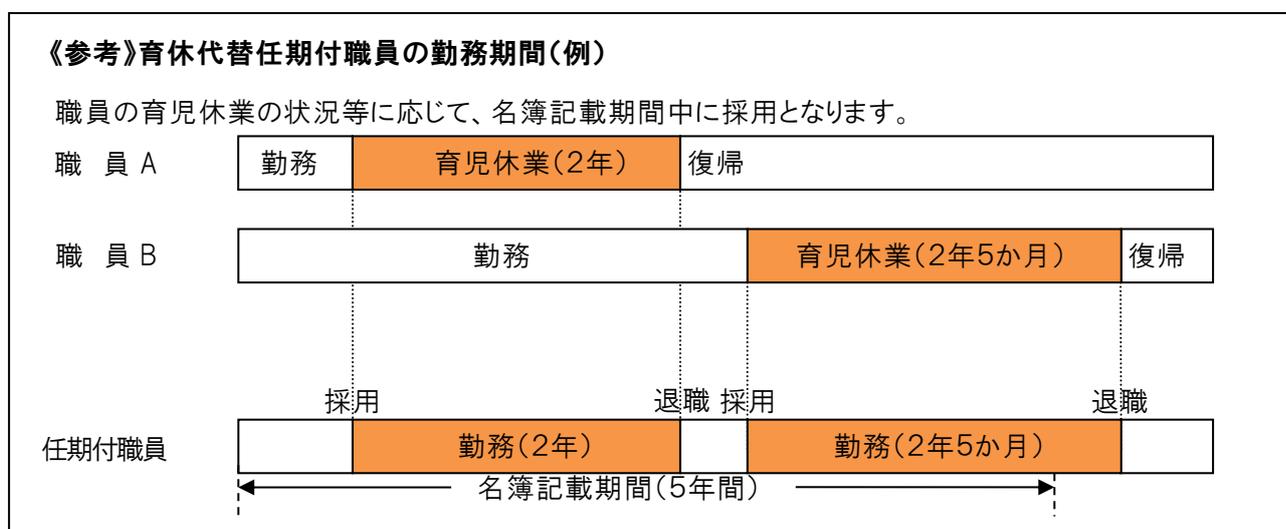
6 最終合格者発表

令和元年8月中旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、令和元年10月1日以降、職員の育児休業の状況等に応じて採用する予定です（名簿に記載されても必ず採用されるとは限りません。名簿の記載期間は令和6年9月30日までです。）。



- (2) 採用に当たっては、原則として名簿に記載されている順に採用の諾否を確認し、応諾後各種書類の提出などの手続を別途依頼します。

- (3) 任期は、職員が育児休業を取得する期間に応じて決定されます（育児休業の期間は、最大で3年間です）。ただし、任期の末日は、最大でその職員が津市職員の定年等に関する条例に規定する定年年齢に達した日以後における最初の3月31日までとします。

- (4) 任期が満了した場合でも、名簿記載期間中であれば、再度任期付職員としての勤務をお願いする場合があります。

(5) 現在、既に名簿に記載中の人がこの試験に合格した場合は、現在の名簿記載期間中は従前の試験による順位が優先され、現在の名簿記載期間終了後に、この試験に基づく順位による記載が有効となります。

(例) 現在の名簿記載期間が平成29年10月1日から令和4年9月30日までの方
令和4年9月30日までは、現在の名簿記載順位により採用等が行われ、当該名簿記載期間が終了した次の日である令和4年10月1日からは、この試験の結果に基づく順位により採用等が行われることとなります。

(6) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、合格を取り消し、名簿から削除します。

(7) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

8 給与

(1) 初任給の例

学 歴	初 任 給
大学卒	182,300円
短期大学・専修学校（専門課程）卒	165,500円

(注) 上記は平成31年4月1日付けで採用された場合の初任給であり、採用までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。

※ 職務経験等がある場合は、一定の基準に基づいた加算措置があります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等が支給されます。

9 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。

(2) 勤務場所

幼稚園等で勤務します。

(3) 休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇等）、病気休暇、介護休暇及び介護時間等があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

公立学校共済組合に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

(6) 研修

実務研修、職務実践研修など様々な研修を実施しています。

(7) その他

育児休業及び育児短時間勤務等をすることはできません。

10 その他

(1) 任期付職員への採用は、正規職員の採用とは無関係です。正規職員になるためには、必ずそのための採用試験に合格しなくてはなりません。また、任期付職員の任期中及び名簿記載期間であっても、正規職員の採用試験を受験することは可能です。

(2) 採用後1年間の間は、地方公務員法第22条第1項及び教育公務員特例法第12条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(3) この試験の詳細については、津市教育委員会事務局教育総務課（津市教育委員会庁舎4階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3292）

◎ 日本国籍を有しない人が津市育休代替任期付職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

なお、「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

※ 「公権力の行使」に係る職務の具体例

建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可等に係る業務

津市監査委員告示第1号

平成31年3月29日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、令和元年5月23日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和元年5月28日

津市監査委員	大	西	直	彦
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	佐	藤	有	毅

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、平成31年3月29日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

津市 正次 幸雄

3 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面及び平成31年4月12日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨

市は、平成27年度、平成28年度及び平成29年度に一般社団法人津市観光協会（以下「協会」という。）を受注者とし、津駅前観光案内所運營業務委託、観光誘客PRキャンペーン業務委託及び新聞雑誌広告等情報発信業務委託に係る契約（以下「本件各契約」という。）を随意契約により締結したが、当該契約は、関係職員の市内部における各種規定違反により行われたものである。

また、市は、平成26年度まで、協会が自主事業として実施してきた活動に対し、補助金を交付することで支援してきたが、平成27年度から、協会の自主事業であった事業を、同一内容の事業であるにもかかわらず、市が実施すべき事業として協会から業務を取り上げ、委託料での支出に切り替えたことにより、支出額が増大し、市に損害を与えた。

(2) 主張の理由

ア 関係職員の市内部における各種規定違反

本件各契約については、津市契約規則（以下「規則」という。）第10条第1項の規定により、随意契約の相手方として津市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）への登載が要件となっているところ、協会がいずれの年度の名簿にも登載されないまま見積書が徴取されており、当該行為は規則違反にあたる。

津市物品購入等競争入札に係る参加資格者名簿に関する要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により、名簿に登載されていない業者であっても、必要な審査を行ったうえで市長決裁を得れば、協会から見積書を徴取し、随意契約ができるにもかかわらず、必要な手続きを怠り、商工観光部長決裁により随意契約をしたことは、要綱の規定に違反している。

商工観光部長が、市長権限となっている「名簿への登載に関すること」及び「随意契約の場合、名簿に登載されていない業者を見積書徴取の相手方に選定すること」の権限を行使したことは、津市事務専決規程（以下「規程」という。）に定められた部長権限を越えた越権行為で無効な行為である。

イ 市が受けた損害額

協会は、観光情報の収集及び発信、観光客の誘致促進など、協会定款第3条に定めた自主事業の目的を達成するため、平成26年度まで津市から多額の補助金を受けて活動し、補助金については、平成24年度までは、協会の自主事業を法人会計、公益事業会計及び収益事業会計に区分したうえで、各会計の補助対象経費に充当してきた。

しかし、平成25年度以降、市は、予算編成にあたり、補助金はより公益的な事業へ利用するよう協会と協議し、補助金の充当先を全額公益事業会計にするように改めた。これまで、津駅前観光案内所（以下「観光案内所」という。）の運営経費は、物品等の販売を行っていることから収益事業会計に区分され、補助対象経費に対する補助金の充当率も50%程度になっていたが、平成25年度における公益事業会計の事業費だけでは、平成24年度と同額の補助金5,350万円を確保できないことから、観光案内所という同一事業でありながら、観光案内所職員派遣委託料約400万円を収益事業会計から公益事業会計に恣意的に組入れ直しているなど、市と協会とは、市民の不信を招く異常な関係にあるものと思われる。

また、平成27年度からは、協会が自主事業として実施してきた事業について、本来、市内部で行うべき事業仕分けを協会と協議しながら行い、「市が実施すべきもの」、「協会が実施することでより効果が見込まれるもの」、「津市と協会が共同・連携して実施するもの」に仕分けを行い、「市が実施すべきもの」を本件各契約に切り替えた。協会が自主事業として実施してきた事業を、事業仕分けの結果、「市が実施すべき事業」とした十分な理由もない中、市が一度も事業を実施しないまま、同じ事業内容で協会に業務委託するということは、何のために事業仕分けを行ったのか全く理解できず、協会にとっては、自主財源を必要とする補助事業よりも、自主財源

が不要となる分、利益が生じることになり、市は協会に対して利益誘導を図っていると考えられる。

さらに、委託料の積算については、例えば、人件費であれば、1時間単価に勤務時間、勤務日数、勤務月数等に乗じて適正に積算すべきところ、協会に委託することを前提として、協会における過去の実績をベースとした人件費、光熱水費、賃借料など、年間金額を聞き取り、積み上げただけの根拠のない直接経費に、直接経費の25%（平成29年度は20%）を乗じた間接経費と消費税を加算して算出されており、補助金であれば、直接経費だけですむところ、委託料に切り替えたことにより、次のとおり、市からの支出額が増大している。

なお、補助事業で実施した場合の補助金の金額は、本件各契約の積算内訳における直接経費に、平成26年度に協会が市から補助金の交付を受けた5,350万円を、同年度の協会の総事業費5,548万6千円で除して得た補助率96.4%を乗じて算出している。

(7) 平成27年度津駅前観光案内所運營業務委託

積算内訳	業務委託の場合	補助金の場合
直接経費	7,287,200円	7,024,860円
間接経費	1,821,800円	0円
消費税	728,720円	0円
合計額	9,837,720円	7,024,860円
差引損害額	2,812,860円	

(4) 平成27年度観光誘客PRキャンペーン業務委託

積算内訳	業務委託の場合	補助金の場合
直接経費	6,293,600円	6,067,030円
間接経費	1,573,400円	0円
消費税	629,360円	0円
合計額	8,496,360円	6,067,030円
差引損害額	2,429,330円	

(5) 平成27年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託

積算内訳	業務委託の場合	補助金の場合
直接経費	4,076,800円	3,930,035円

間接経費	1,019,200円	0円
消費税	407,680円	0円
合計額	5,503,680円	3,930,035円
差引損害額	1,573,645円	

(I) 平成28年度津駅前観光案内所運營業務委託

積算内訳	業務委託の場合	補助金の場合
直接経費	7,320,400円	7,056,865円
間接経費	1,830,100円	0円
消費税	732,040円	0円
合計額	9,882,540円	7,056,865円
差引損害額	2,825,675円	

(II) 平成28年度観光誘客PRキャンペーン業務委託

積算内訳	業務委託の場合	補助金の場合
直接経費	5,920,400円	5,707,265円
間接経費	1,480,100円	0円
消費税	592,040円	0円
合計額	7,992,540円	5,707,265円
差引損害額	2,285,275円	

(III) 平成28年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託

積算内訳	業務委託の場合	補助金の場合
直接経費	4,308,000円	4,152,912円
間接経費	1,077,000円	0円
消費税	430,800円	0円
合計額	5,815,800円	4,152,912円
差引損害額	1,662,888円	

(IV) 平成29年度津駅前観光案内所運營業務委託

積算内訳	業務委託の場合	補助金の場合
直接経費	7,606,000円	7,332,184円
間接経費	1,522,000円	0円
消費税	730,240円	0円
合計額	9,858,240円	7,332,184円
差引損害額	2,526,056円	

(7) 平成29年度観光誘客PRキャンペーン業務委託

積算内訳	業務委託の場合	補助金の場合
直接経費	6,156,000円	5,934,384円
間接経費	1,232,000円	0円
消費税	591,040円	0円
合計額	7,979,040円	5,934,384円
差引損害額	2,044,656円	

(7) 平成29年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託

積算内訳	業務委託の場合	補助金の場合
直接経費	4,480,000円	4,318,720円
間接経費	896,000円	0円
消費税	430,080円	0円
合計額	5,806,080円	4,318,720円
差引損害額	1,487,360円	

(3) 求める措置の内容

ア 関係職員の懲戒処分について

関係職員は、規則、要綱及び規程に違反して本件各契約を随意契約しており、これらの違反行為は、職員の懲戒処分を定めた地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定に該当すること、違反行為であることを知りながら、3年間も同じ違反を行ってきたことは悪質であるから、関係職員の懲戒処分を求める。

イ 市が受けた損害額の返還について

補助事業で支出した場合と業務委託で支出した場合を比較して、増大した支出額が市に与えた損害額となることから、本件各契約により市が受けた損害額平成27年度6,815,835円、平成28年度6,773,838円、平成29年度6,058,072円及び各年度の損害額返還に至るまでの期間に対する年5%の利息額の合計額の返還を求める。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査

請求であるか否か、適法な監査請求であると認めるときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を商工観光部観光振興課とし、関係書類の提出を求めた。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、商工観光部観光振興課が提出した関係書類、陳述の内容等により確認した事実の概要は次のとおりである。

(1) 関係職員の懲戒処分について

ア 平成27年度津駅前観光案内所運営業務委託

商工観光部観光振興課は、平成27年3月26日付けで、「平成27年度津駅前観光案内所運営業務委託に係る見積書の徴取について（伺い）」を、商工観光部長を決裁権者として決裁し、名簿に登載されていない協会から見積書を徴取した。

イ 平成27年度観光誘客PRキャンペーン業務委託

商工観光部観光振興課は、平成27年3月26日付けで、「平成27年度観光誘客PRキャンペーン業務委託に係る見積書の徴取について（伺い）」を、商工観光部長を決裁権者として決裁し、名簿に登載されていない協会から見積書を徴取した。

ウ 平成27年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託

商工観光部観光振興課は、平成27年4月3日付けで、「平成27年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託に係る見積書の徴取について（伺い）」を、商工観光部長を決裁権者として決裁し、名簿に登載されていない協会から見積書を徴取した。

エ 平成28年度津駅前観光案内所運営業務委託

商工観光部観光振興課は、平成28年3月28日付けで、「平成28年度津駅前観光案内所運営業務委託に係る見積書の徴取について（伺い）」を、商工観光部長を決裁権者として決裁し、名簿に登載されていない協会から見積書を徴取した。

オ 平成28年度観光誘客PRキャンペーン業務委託

商工観光部観光振興課は、平成28年3月28日付けで、「平成28年度観光誘客PRキャンペーン業務委託に係る見積書の徴取について(伺い)」を、商工観光部長を決裁権者として決裁し、名簿に登載されていない協会から見積書を徴取した。

カ 平成28年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託

商工観光部観光振興課は、平成28年3月28日付けで、「平成28年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託に係る見積書の徴取について(伺い)」を、商工観光部長を決裁権者として決裁し、名簿に登載されていない協会から見積書を徴取した。

キ 平成29年度津駅前観光案内所運營業務委託

商工観光部観光振興課は、平成29年3月28日付けで、「平成29年度津駅前観光案内所運營業務委託に係る見積書の徴取について(伺い)」を、商工観光部長を決裁権者として決裁し、名簿に登載されていない協会から見積書を徴取した。

ク 平成29年度観光誘客PRキャンペーン業務委託

商工観光部観光振興課は、平成29年4月3日付けで、「平成29年度観光誘客PRキャンペーン業務委託に係る見積書の徴取について(伺い)」を、商工観光部長を決裁権者として決裁し、名簿に登載されていない協会から見積書を徴取した。

ケ 平成29年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託

商工観光部観光振興課は、平成29年4月3日付けで、「平成29年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託に係る見積書の徴取について(伺い)」を、商工観光部長を決裁権者として決裁し、名簿に登載されていない協会から見積書を徴取した。

(2) 市が受けた損害額の返還について

本件各契約に基づき、委託料が支出されることにより、請求人が主張する損害額が発生し得ることになることから、次のとおり支出状況を確認した。

ア 平成27年度津駅前観光案内所運營業務委託

商工観光部観光振興課は、平成27年4月1日を支出負担行為日とし、同年4月7日に支出命令を行い、同年4月8日に、協会に対し、9,828,000円を前金払した。

イ 平成27年度観光誘客PRキャンペーン業務委託

商工観光部観光振興課は、平成27年4月1日を支出負担行為日とし、同年5月13日に支出命令を行い、同年5月26日に、協会に対し、8,495,280円を前金払した。

ウ 平成27年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託

商工観光部観光振興課は、平成27年4月10日を支出負担行為日とし、同年6月3日に支出命令を行い、同年6月16日に、協会に対し、5,502,600円を前金払した。

エ 平成28年度津駅前観光案内所運営業務委託

商工観光部観光振興課は、平成28年4月1日を支出負担行為日とし、同年4月6日に支出命令を行い、同年4月7日に、協会に対し、9,882,000円を前金払した。

オ 平成28年度観光誘客PRキャンペーン業務委託

商工観光部観光振興課は、平成28年4月1日を支出負担行為日とし、同年4月11日に支出命令を行い、同年4月21日に、協会に対し、7,992,000円を前金払した。

カ 平成28年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託

商工観光部観光振興課は、平成28年4月1日を支出負担行為日とし、同年4月11日に支出命令を行い、同年4月21日に、協会に対し、5,810,400円を前金払した。

キ 平成29年度津駅前観光案内所運営業務委託

商工観光部観光振興課は、平成29年4月1日を支出負担行為日とし、同年5月2日に支出命令を行い、同年5月11日に、協会に対し、9,804,240円を前金払した。

ク 平成29年度観光誘客PRキャンペーン業務委託

商工観光部観光振興課は、平成29年4月4日を支出負担行為日とし、同年7月14日に支出命令を行い、同年8月1日に、協会に対し、7,962,840円を前金払した。

ケ 平成29年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託

商工観光部観光振興課は、平成29年4月4日を支出負担行為日とし、同年7月14日に支出命令を行い、同年8月1日に、協会に対し、5,755,320円を前金払した。

2 結論

監査の結果、本件監査請求は、適法な監査請求であるとは認められないものと判断した。

したがって、本件監査請求に係る財務会計行為については監査の対象とすることはできないものとした。

3 結論に至った理由

(1) 関係職員の懲戒処分について

請求人は、市が本件各契約を協会と随意契約をするにあたり、関係職員が規則、要綱及び規程違反をしており、これらの違反行為は、職員の懲戒処分を定めた地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定に該当することから、関係職員の懲戒処分を求めている。

ところで、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に基づく監査請求は、地方公共団体の長又は職員等による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産の管理等を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、これらの行為又は怠る事実によって当該地方公共団体が被った損害の補填のために必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。このことから、監査請求の対象が財務会計上の行為又は怠る事実に限られることは、監査請求制度の趣旨に照らして明らかである。

よって、請求人が求める関係職員の懲戒処分は、任命権者が、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的として、職員の一定の義務違反に対し道義的責任を問う処分であり、監査委員の職務権限に属するものではなく、法第242条第1項に規定される財務会計行為にあたらぬことは言うまでもない。

(2) 市が受けた損害額の返還について

請求人は、補助事業で支出した場合と業務委託で支出した場合を比較して、増大した支出額が市に与えた損害額となることから、本件各契約により市が受けた損害額平成27年度6,815,835円、平成28年度6,773,838円、平成29年度6,058,072円及び各年度の損害額返還に至るまでの期間に対する年5%の利息額の合計額の返還を求めている。

法第242条第2項は、違法又は不当な財務会計上の行為について、

「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したとき」は、正当な理由がある場合を除き「これをすることができない」と定められており、この期間制限の趣旨は、たとえ違法・不当な財務会計上の行為であったとしても、これをいつまでも監査請求あるいは住民訴訟の対象になり得る状態に置くことは、法的安定性を損ない好ましくないためであるとされている（昭和63年4月22日最高裁判所判決）。

そこで本件監査請求についてみると、「第3監査の結果 1確認した事実の概要 (2) 市が受けた損害額の返還について」におけるア～ケで事実確認したとおり、最も支出が遅い日でも平成29年8月1日となっていることから、本件監査請求に係る措置請求書の提出は、本件各契約に係る公金が支出された日からいずれも1年を経過した後になされたものであると認められる。

なお、本件監査請求における「当該行為があった日」は、市が受けた損害額の返還という請求内容を鑑み、本件各契約に基づく委託料が支出された日と判断している。いずれの委託料も業務完了前に契約額の全額が前金払されているところであるが、「概算払による公金の支出についての監査請求は、違法又は不当の点がある場合は、債務が確定されていないからといって、これについて監査請求をすることが妨げられる理由はなく、当該公金の支出がされた日から1年を経過したときは、これをすることができない（平成7年2月21日最高裁判所判決）。」とされており、前金払も同様と解したものである。

次に、財務会計上の行為から1年を経過して本件監査請求がなされたことについて、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるか否かを判断すると、「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行為を知ることができたときと解される時点から「相当の期間」内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（前掲昭和63年4月22日最高裁判所判決）。

請求人は、平成28年11月2日付け津市指令観第153号「公文書部分開示決定通知書」において、本件各契約に係る平成28年度分の契約書の開示決定を受けており、契約書には、前金払の条文が明記されていることから、契約期間中に前金払によって委託料が支出されることは当然に了知できたと解することができる。

なお、請求人は、本件各契約に係る平成29年度分の契約書については、平成31年2月20日付け津市指令観第216号「公文書部分開示決定通知書」において開示決定を受けているものの、前述のとおり、平成28年11月2日以降、本件各契約の委託料の支出は、契約期間中に前金払されることを了知できたと解されること、実際の委託料の支出日についても、情報公開請求により、いつでも知り得たことから、本件監査請求が1年を経過してなされたことについて、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

以上の理由から、本件監査請求は、適法な監査請求であると認めることはできないと判断した。

以上

津市農業委員会告示第1号

令和元年度津市農業委員会定期総会を次のとおり招集する。

令和元年5月22日

津市農業委員会会長 守山孝之

1 招集の日時

令和元年6月4日(火) 午前10時

2 招集の場所

津市役所本庁舎 8階大会議室A

3 会議の事項

- (1) 平成30年度事業報告について
- (2) 令和元年度事業計画(案)について
- (3) その他